

旭川工業高等専門学校研究報告規則

制定 令和7.2.20規則第3号

旭川工業高等専門学校研究報告規則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)において、教育・研究等に関する成果を公表する旭川工業高等専門学校研究報告(Research Report of National Institute of Technology, Asahikawa College。以下「研究報告」という。)を発行するに当たり、その取扱いについて、独立行政法人国立高等専門学校機構紀要等に関するガイドライン(令和6年機構理事長裁定)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(内容)

第2条 研究報告に投稿できる内容は、学問、教育、文化及び産業の発展に寄与する独創的なもので、各号に掲げる分類のいずれか(以下「論文等」という。)とする。

- (1) 査読無し論文
- (2) 総説
- (3) 報告
- (4) 記事

(投稿資格者)

第3条 研究報告に投稿することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本校の常勤教員(再雇用教員を含む。)
- (2) 名誉教授
- (3) その他校長の承認を受けた者

(掲載可否の決定方法)

第4条 投稿原稿の掲載可否は、テクノセンターにおいて、センター長が指名したセンター員が作成した検討報告書(別記様式第1号)に基づき決定するものとする。

2 テクノセンターは、前項の決定について必要がある場合は、検討内容回答書(別記様式第2号)により、投稿者に質疑、指摘又は修正事項について回答を求めるものとする。

3 掲載可否の通知は、センター長から投稿者に行うものとする。ただし、掲載否の場合には、その理由を付して通知するものとする。

(刊行)

第5条 研究報告は、原則として年1回刊行する。

(著作権)

第6条 研究報告に掲載された論文等の著作権は、本校に帰属するものとする。

(事務)

第7条 研究報告の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究報告について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月20日から施行する。
- 2 旭川工業高等専門学校研究紀要規則(昭和42年達第5号)は、廃止する。

別記様式第1号（第4条関係）

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校研究報告 第 号
検討報告書

検討者氏名 _____

1. 研究報告

| | |
|--------|---------------------|
| 種類 | ①査読無し論文 ②総説 ③報告 ④記事 |
| 題名（邦文） | |
| 題名（英文） | |

| 項目 | 氏名 | 所属 | 職名 (学生は学年) | 備考 |
|-------|----|----|---------------|----|
| 著者名 | | | | |
| 共著者名1 | | | | |
| 共著者名2 | | | | |
| 共著者名3 | | | | |
| 共著者名4 | | | | |
| 共著者名5 | | | | |

2. 検討結果

| | | | |
|----|--------|------|------|
| 合致 | 条件付き合致 | 合致せず | 判断不可 |
|----|--------|------|------|

| | |
|----------|--|
| 質疑 指摘 修正 | |

3. その他（特記事項等）

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

旭川工業高等専門学校研究報告 第 号
検討結果回答書

| | | | |
|-----|---------------------|--|--|
| 種類 | ①査読無し論文 ②総説 ③報告 ④記事 | | |
| 題名 | | | |
| 著者名 | 所属 | | |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 質疑 指摘 修正 | | | |
| 回答 | | | |
| 質疑 指摘 修正 | | | |
| 回答 | | | |
| 質疑 指摘 修正 | | | |
| 回答 | | | |
| 質疑 指摘 修正 | | | |
| 回答 | | | |
| 質疑 指摘 修正 | | | |
| 回答 | | | |